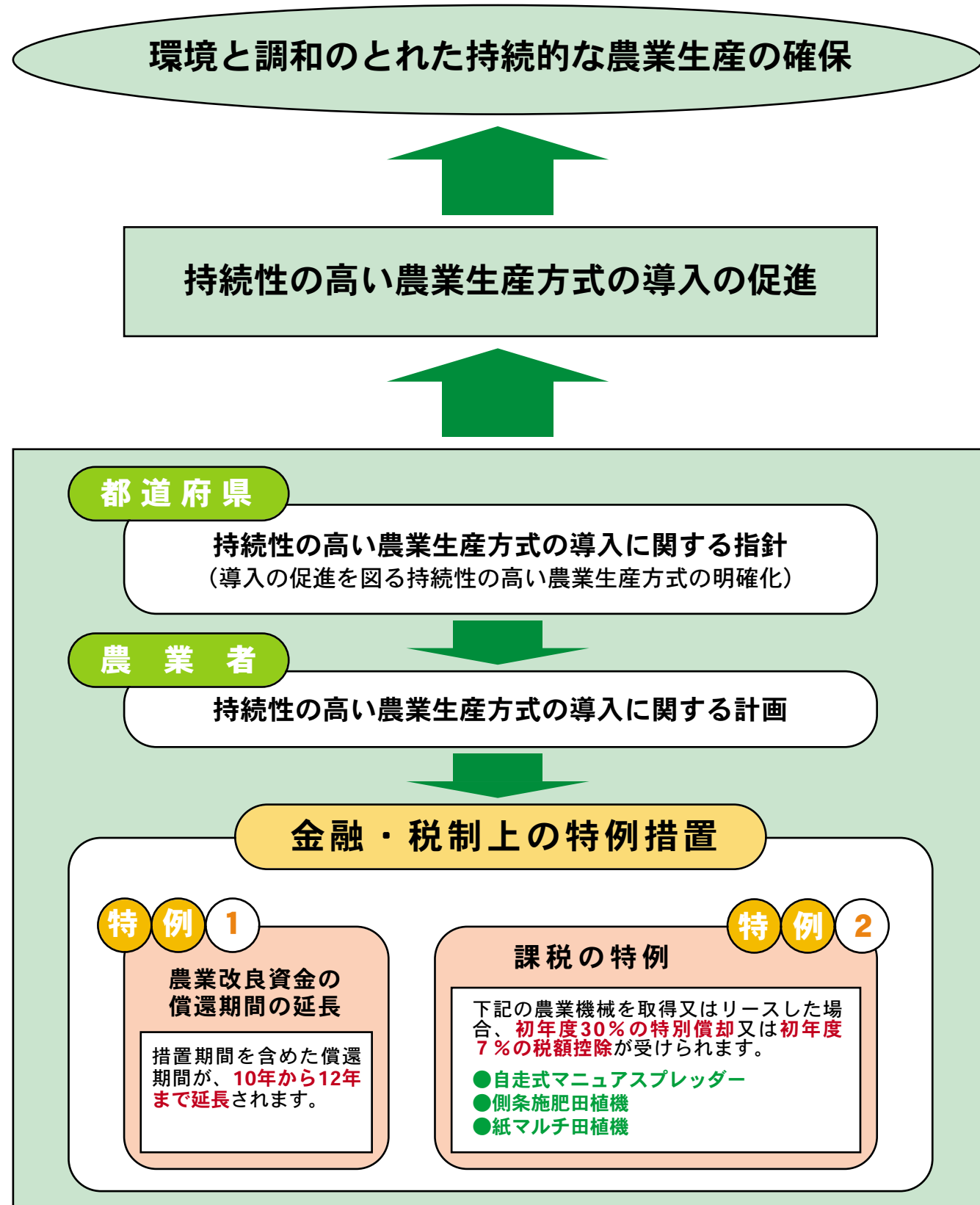


II エコファーマーに挑戦しましょう II

農林水産省では、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」を制定し、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）に対し、金融・税制上の支援をしています。



持続性の高い農業生産方式とは？

たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う農業生産方式であり、具体的には都道府県がその導入指針において、下の3つの技術を組み合わせ、主要な作物の種類ごとに地域の実状に応じて定めています。

土づくり

- たい肥等有機物資材施用技術
- 緑肥作物利用技術

化学肥料低減

- 局所施肥技術
- 有機質肥料施用技術 など

化学合成農薬低減

- 温湯種子消毒技術
- マルチ栽培技術 など

持続性の高い農業生産方式のイメージ（キャベツの例）

慣行的な生産方式	持続性の高い農業生産方式
○ 土づくり：緑肥のすきこみ	○ 土づくり：緑肥のすきこみのほか、たい肥施用
○ 施肥：化学肥料の施用	○ 施肥：施肥窒素の50%以上を有機質由来の窒素とすることで、化学肥料由来の窒素量を低減し、窒素投入総量を低減。
化学肥料施用量 25.0kg/10a	化学肥料施用量 11.8kg/10a
○ 防除：化学合成農薬による防除	○ 防除：フェロモン剤や生物農薬等の活用による農薬散布回数の低減
化学合成農薬使用数 38剤（延べ）	化学合成農薬使用数 19剤（延べ）

エコファーマーはどんどん増えています！！

